

熊本県被災建築物応急危険度判定要項

第1 目 的

この要項は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定 義

この要項において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

1 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

2 応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）

判定を実施するために市町村災害対策本部の下に設置される組織をいう。

なお、実施本部の業務については、「市町村実施本部業務マニュアル」を参照のこと。

3 応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）

市町村が実施する判定を支援するため、県災害対策本部の下に設置される組織をいう。

なお、支援本部の業務については、「熊本県支援本部業務マニュアル」を参照のこと。

4 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

第1項の判定業務に従事する者として、熊本県被災建築物応急危険度判定士認定要項に基づき知事の認定を受け、登録した者及び他県からの応援者をいう。

なお、判定士の業務については、熊本県判定士業務マニュアルを参照のこと。

5 応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）

判定の実施にあたり、判定実施本部、支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。なお、判定コーディネーターの業務については、熊本県判定コーディネーター業務マニュアルを参照のこと。

第3 震前対策

1 知事は、市町村長が地域防災計画を踏まえて震前に計画する事項について必要な助言をすることができる。

2 県及び市町村は、判定士及び判定コーディネーター（以下「判定士等」という。）の養成を行うものとする。

3 市町村は実施本部の体制について、また、県は支援本部の体制について、予め整備しておくものとする。

4 県及び市町村は、建築関係団体等の協力を得て、判定に関する講習会の開催、訓練等の実施に努めるものとする。

第4 実施本部及び支援本部の設置

- 1 市町村の所管課長は、あらかじめ市町村において定められた震度以上の地震が発生した場合、又は多くの建築物が被災したと判断した場合、実施本部を立ち上げ、支援本部（支援本部未設置の場合は県建築課）に実施本部を設置したことを連絡する。
- 2 県建築課長は、震度6弱以上の地震が発生した場合、又は実施本部から実施本部設置の連絡を受けた場合、支援本部を立ち上げる。
- 3 実施本部の業務は、「市町村実施本部業務マニュアル」による。
- 4 支援本部の業務は、「熊本県支援本部業務マニュアル」による。

第5 判定実施の要否の判断

- 1 震度6弱以上の場合は、原則、判定を実施する。ただし、被害の状況に応じた実施本部長（市町村の判定所管課長）の判断に基づき、判定を実施しない事もできる。
- 2 震度5強以下の場合は、被害の状況に応じた実施本部長の判断に基づき、判定実施の要否を判断する。
- 3 実施本部長は、判定の要否を判断した場合は、実施の有無にかかわらず、すみやかに市町村の災害対策本部及び支援本部に判定要否を連絡する。

第6 実施本部と支援本部の連絡調整等

- 1 実施本部及び支援本部は、震前に整備した連絡網を基に情報伝達を行う。
- 2 市町村の所管課長は、支援本部に現地の被害状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整するものとする。

第7 判定実施計画及び判定支援計画の策定等（判定対象区域、対象建築物の決定等の基準）

- 1 実施本部においては、「市町村実施本部業務マニュアル」により、市町村があらかじめ作成している震前実施計画を参考に、判定実施計画を策定するとともに、判定のための実施体制を整備する。
- 2 支援本部においては、「熊本県支援本部業務マニュアル」により、県があらかじめ作成している震前支援計画を参考に、実施本部からの要請内容等を考慮して支援実施計画を作成し、判定のための支援体制を整備する。

第8 判定従事者の確保及び判定の実施体制等

- 1 実施本部は、各市町村所属の行政職員判定士に連絡を取り、判定に従事できる判定士等の人数を把握する。
- 2 判定士等が必要人数に達しない場合、実施本部の市町村は支援本部へ支援要請を行う。
- 3 支援本部は、県職員及び県内の判定に従事できる判定士等の人数を把握し、要請事項と支援実施計画の内容に応じて判定士等を派遣する。
- 4 判定活動に要する経費の負担については、「被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担のガイドライン」による。
- 5 実施本部は、判定拠点等の必要な情報を参集する判定士等に伝える。
- 6 実施本部を設置した市町村長は、判定士等が実施する判定について責任を負う。

第 9 判定の方法及び判定結果の表示

- 1 判定の方法等は、「熊本県判定士業務マニュアル」による。
- 2 判定終了後、当該建築物の出入口等見易い場所に判定ステッカーを貼る。なお、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明を明記する。

第 10 判定士等の輸送、宿泊所の手配等

- 1 実施本部は、参集場所から判定拠点等へ判定士等を輸送する。
- 2 実施本部は、判定士等の宿泊場所の確保、食料の準備等の確認を行う。
- 3 実施本部は、第 1 項及び第 2 項に関する情報を取りまとめ、実施本部だけでは準備が困難となる事項について、支援本部に連絡し、支援を要請する。
- 4 支援本部は、実施本部からの報告に応じ、すみやかに判定支援計画の見直しを行う。

第 11 判定士等の養成、登録

- 1 県及び市町村は判定士等を養成、登録するため、判定士認定要項に定めるものを対象に、講習会を開催する。
- 2 県は受講者の中から判定士等を登録し、その名簿を作成するとともに、常に最新の内容とするように管理する。

第 12 判定資材の調達、備蓄

県は、市町村と協力して、所定の判定資機材の調達、備蓄を行う。

第 13 国及び他都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

- 1 知事は、地震規模が大規模であること等により必要であると判断する場合は、九州ブロック幹事県である福岡県に対し、必要な応援を要請する。
- 2 知事は、国土交通大臣及び他の都道府県知事から判定に関する支援要請があった場合は、支障がない限り必要な支援に努めるものとする。
- 3 支援要請や支援要請への回答については、全国被災建築物応急危険度判定協議会で定められた様式を用いる。

第 14 応急危険度判定活動等における補償

民間の応急危険度判定士等が当該判定活動若しくは当該訓練活動により死亡し、負傷し若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、県は、市町村と協力して、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

第 15 その他

- 1 この要項は、県及び市町村に災害対策本部が設置されることを前提としているが、災害対策本部が未設置の場合であっても、市町村長が判定の実施が必要であると判断し、知事に対して支援を要請したときは、県は必要な支援を行うものとする。
- 2 県及び市町村は、相互支援等について事前に調整するとともに情報交換を行い、判定の円

滑な実施が図れるよう努めるものとする。

附 則

この要項は、平成18年3月15日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年12月2日から施行する。